

第 2 学年保護者 様

埼玉県立所沢高等学校長 佐久間 博正

授業料および学校徴収金の納入について

標記の件について、今年度の授業料および学校徴収金の振替日等は下記のとおりです。
振替日前日までに、口座に下記の金額が入っているかご確認をお願いいたします。

記

1 口座振替の日程および振替金額

(円)

口座 振替日	授業料	PTA 会費	後援会費	生徒会費	旅行等 学年積立金	振替 手数料	振替金額 合計	備考
5月26日	0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
6月27日	0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
7月26日	0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
8月26日	29,700	0	0	0	0	0	29,700	授業料 4～6月分
9月26日	0	600	3,300	1,800	16,000	33	21,733	学校徴収金
10月26日	0	600	3,300	1,800	16,000	33	21,733	学校徴収金
11月25日	29,700	0	0	0	0	0	29,700	授業料 7～9月分
12月26日	29,700	0	0	0	0	0	29,700	授業料 10～12月分
1月26日	29,700	0	0	0	0	0	29,700	授業料 1～3月分
年額	118,800	2,400	13,200	7,200	95,000	165	236,765	
(月額)	(9,900)	(200)	(1,100)	(600)	(不均等)			

- (1) 授業料以外の諸会費・旅行等学年積立金をまとめて、学校徴収金という名称で呼びます。
- (2) 口座振替日は5月から1月までの毎月26日（ただし、26日が日曜祝日の場合には翌営業日、土曜日の場合は前日）です。
- (3) PTA会費・後援会費・生徒会費は、年額を12か月で分割し、5・6・7月に2か月分ずつ、9・10月に3か月分ずつ振替を行います。旅行等学年積立金は年額を不均等に分割して振替えます。
- (4) 授業料は3か月分ずつ、4回に分けて、8・11・12・1月に振替を行います。
- (5) 就学支援金が認定された場合には、授業料の月の振替は行われません。学校徴収金の月のみ振替が行われます。

裏面もご覧ください

(6) 就学支援金の審査と授業料の対応関係は以下のとおりです。

	就学支援金の審査対象	対応する授業料 (就学支援金が認定された場合は無料になります)	対応する口座振替月 (就学支援金が認定された場合は行われません)
【1学年時】 就学支援金 7月申請	保護者等の 令和3年度 の税額 (令和2年の所得に対するもの)	令和4年4月～ 令和4年6月分の授業料	令和4年8月
【2学年時】 就学支援金 7月申請	保護者等の 令和4年度 の税額 (令和3年の所得に対するもの)	令和4年7月～ 令和5年6月分の授業料	令和4年11月 令和4年12月 令和5年1月 令和5年8月

- ・昨年度の就学支援金7月申請の審査結果は、4月から6月分の授業料に対応します。
- ・7月分以降の授業料については、今年度の就学支援金7月申請の審査結果に拠ります。

(参考) 就学支援金7月申請について

- ・詳しい内容については、6月ごろ学校から案内します。
- ・申請が必要な方は以下のとおりです。

審査結果	
認定	前回までの申請時にマイナンバーを提出していない方
意向なし	7月分以降の授業料に対する就学支援金の支給を希望する方
却下	7月分以降の授業料に対する就学支援金の支給を希望する方

- ・前回までの就学支援金の申請の際に、保護者の方のマイナンバーカード等の写しを提出し、審査結果が「認定」となった方は申請不要です。

(前回までに提出されたマイナンバーの情報をもとに、自動で審査が行われます。)

2 その他

- (1) 預金残高不足により口座振替ができなかった場合は、事務室に現金で納入してください。
- (2) PTA会費・後援会費は、経済的に納入が困難な家庭に対する減免制度があります。
詳細については、別紙をご覧ください。なお、生徒会費・旅行等学年積立金は、減免になりません。
- (3) 就学支援金が認定されないものの、家計が急変し授業料の納入が困難になった場合には、授業料減免制度(授業料が免除になる制度)を受けられる場合があります。その場合には事務室までお問い合わせください。

埼玉県立所沢高等学校 事務室 担当 竹部 TEL 04-2922-2185
